

本資料の内容は令和8年度当初予算の成立が前提です。予算が成立しなかった場合は、本事業の内容を見直すこととなりますので、ご承知おき下さい。

## 倉吉市配食サービス事業受託事業者募集要領

令和8年度倉吉市配食サービス事業実施にあたり、次のとおり受託事業所を募集します。

### 1 対象事業者

- (1) 倉吉市配食サービス事業の趣旨に賛同し、倉吉市高齢者介護予防及び生活支援事業運営規則（平成12年倉吉市規則第11号）に規定する事業のうち、倉吉市配食サービス事業を実施できること。
- (2) 栄養管理された高齢者向けの食事を調理、加工することができ、かつ、咀嚼・嚥下能力の低下に対応した食事を提供できること（減塩食・糖尿病食等にも対応可能であること）。
- (3) 直接利用者の自宅へ配達して、安否の確認をすることができること。
- (4) 配達員のほか、緊急時に応急ができる者が1名以上常駐していること。
- (5) 当該事業の運営により知り得た個人情報等を、在職中及び退職後において、第三者に漏らさないことを厳守できること。
- (6) 1年以上継続して事業を受託できること。
- (7) 倉吉市内に事業所を有すること。
- (8) 食品衛生法による飲食店営業許可を受けていること。
- (9) 次のア又はイに掲げるいずれかの事業者であること。  
ア 社会福祉法人、社会医療法人又は介護保険法に規定する鳥取県の指定を受けている指定居宅サービス事業所及び倉吉市の指定を受けている指定地域密着型サービス事業所を経営する事業者  
イ (1)から(8)までの事項を適切に実施できる事業者

### 2 委託事業内容

- (1) 栄養のバランスのとれた食事（1日1食の昼食又は夕食）を調理し、直接利用者の自宅へ配達する。
- (2) 利用者へ食事を対面で手渡しし、その安否の確認を行う。
- (3) (2)の確認の際、異常を確認した場合は関係機関等への連絡、調整を行う。
- (4) 当該事業の手数料（利用者負担）の徴収を行う。

### 3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

### 4 委託事業の範囲

倉吉市内とする。

配達地区の区分は、13地区（上北条・上井・西郷・上灘・成徳・明倫・社・灘手・北谷

・高城・小鴨・上小鴨・関金) とする。

## 5 手数料

手数料は、1食につき500円（原材料費、調理費等）とし、利用者が負担するものとする。

手数料は、受託事業所が徴収し市の納入通知書に定めるところにより、1月分をまとめてその翌月の末日までに納入しなければならない。

## 6 委託料

委託料は、1食あたり1,000円（手数料500円（原材料費、調理費等）に500円（安否確認、手数料、配達費等経費）を加算した額）とする。

委託料は、毎月の受託事業所からの実績報告及び請求に基づき、請求から30日以内に支払うものとする。

## 7 契約について

契約は地区ごとに行い、契約をした地区全域に配達するものとする。

## 8 事業実施方法

- (1) 利用申請に基づき、市が実施事業所、利用期間、利用回数等を決定（配食に関する詳細についての確認は、利用者の属する地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業所と受託事業所で行う）。
- (2) 利用決定により「配食サービス事業（変更）決定通知書（写）」「援助計画総括表」「週間利用表」を受託事業所に送付。その際、普通食・刻み食、減塩食、糖尿病食等食事に関する注意点があれば指示する。
- (3) 受託事業者が利用者宅に訪問するなどして、場所や配食時間を確認。指定の日より配食を開始できるよう準備する。